

介護保険情報

10月から 介護保険料は全額納付に

国の特別対策によって、65歳以上の人の介護保険料が、今年9月まで半額に軽減されていましたが、10月からは全額(本来の額)を納めていただくこととなります。

第1号被保険者保険料

平成12年度		平成13年度		平成14年度
4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～3月
全額 国が負担	半額を国が負担	本来の保険料		
	本来の保険料の半額			

低所得者の居宅サービス利用料 10%負担が3%または5%に

10月から、居宅サービスを利用する所得の低い人の利用者負担額を軽減します。

対象者▷①市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ②市民税非課税世帯に属する人で生計同一者(世帯員及び生計を共にする人)の前年の収入合計が103万円(家族が2人以上の場合は164万円)以下の人。 ※次に該当する場合は、対象になりません。 ①生活保護を受けている場合 ②生計同一者に市民税課税者、市民税などを滞納している人、不動産収入・配当収入がある人がいる場合

対象サービス▷①訪問介護(ホームヘルプサービス) ②訪問入浴 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤通所介護(デイサービス) ⑥通所リハビリテーション(デイケア) ⑦短期入所生活介護(ショートステイ) ⑧短期入所療養介護(ショートステイ) ⑨居宅療養管理指導 ⑩福祉用具の貸与

軽減内容▷訪問介護は利用者負担額(10%)を3%に、訪問介護以外の対象サービスは、5%に軽減します

申請▷軽減を受けるには、申請をする必要があります。対象と思われる人は、高齢福祉課へ相談してください

問い合わせ▷同課



児童クラブ員募集

放課後児童健全育成事業として、来年4月からの児童クラブ員を募集します。申込用紙は各児童クラブまたは児童課でお渡しします。

対象▷学校の放課後、家庭に保護者のいない小学1～3年生の児童で、各児童クラブに自分で通える子

開設日▷4月1日～来年3月31日の月～土曜日(日曜日と祝日・年末年始は休み)

開設時間▷放課後～午後6時30分(土曜日、夏休みなどは午前8時30分～午後6時30分)

利用料▷1か月5,000円

申し込み・問い合わせ▷申込用紙に必要事項を記入のうえ10月1日(月)～15日(月)に各児童クラブまたは同課へ

公立児童クラブ

クラブ名	開設場所	電話番号	受付時間
里町児童クラブ	北部公民館内	<98>3751	午前9時～午後5時 ※月曜日は午後2時～5時
二本木児童クラブ	二本木公民館内	<77>8611	
中部児童クラブ	中部公民館内	<74>8570	
桜井児童クラブ	桜井公民館内	<99>3313	午後2時～5時
祥南児童クラブ	祥南小学校内	<76>2266	
南部児童クラブ	南部小学校内	<77>4392	※日曜日、祝日を除く。
北部児童クラブ	北部小学校内	<98>3537	
錦町児童クラブ(仮称)	錦町小学校内 来年4月開設予定	申し込み・問い合わせは同課へ ※申込用紙は同課でお渡しします。	
作野児童クラブ(仮称)	作野小学校内 来年4月開設予定		
三河安城児童クラブ(仮称)	三河安城小学校内 来年4月開設予定		

民間学童保育の入所児童募集

指導員と共におやつの手作り、戸外遊びなど生き生きと放課後をごせます。短期入所も随時受け付けます。

クラブ名	開設場所	電話番号	申し込み・問い合わせ
なかよしクラブ	昭和町	<74>3664	直接 各クラブへ
ひまわりクラブ	花ノ木町	<74>4400	
安城つくしクラブ	緑町	<76>7567	
みつばちぶんぶんクラブ	住吉町	<98>7702	